

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金」を削る。

第二条第十四号及び第十五号を削る。

第三条第三項を削る。

第四条第三項中「並びに前条第三項の規定により貸与機関が設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行う場合に貸与機関から貸付けを受ける者」を削る。

第五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第六条第一項中「第三条第一項の規定による貸付金にあつては」を「第三条第一項の規定による貸付金の」に改め、「同条第三項の規定による貸付金にあつては据置期間又は償還金額を」を削る。

第八条第一項中「及び貸与機関」を削り、「及び第十条」を「第十条及び第二十条」に改める。

第十三条中「資金の」を「第三条第一項の規定により資金の」に、「次の各号に掲げる事業の区分に従い、当該各号に定める様式」を「別記様式第一号」に改め、各号を削る。

第十八条第一項ただし書中「及び貸与機関」を削る。

第十九条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改める。

第二十条第一項中「（中小機構及び貸与機関を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号中
企業名
（密印名） を 企業名
（密印名） に
貸与機関名 「

改め、同様式を別記様式第二号とし、別記様式第四号を別記様式第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。